

改定後	改定前
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等） （略）</p> <p>4.（9）<u>会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）</u>または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合 （略）</p> <p>（10）<u>会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）</u>または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 （略）</p> <p>（12）<u>会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</u> （略）</p> <p><u>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし</u></p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等） （略）</p> <p>4.（9）<u>会員（当該法人の役員等を含む）</u>または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合 （略）</p> <p>（10）<u>会員（当該法人の役員等を含む）</u>または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 （略）</p> <p>（12）<u>会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</u> （略）</p> <p><u>5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取</u></p>

す。

6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。

8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。

9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、

消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

6. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。

7. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。

8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本

<p>同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><u>1.0.</u> 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</p> <p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><u>1.1.</u> 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの一部または全部の利用を停止することができるものとします。</p> <p><u>1.2.</u> 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</p> <p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><u>1.0.</u> 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの一部または全部の利用を停止することができるものとします。</p> <p><u>1.1.</u> 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p>

<p>1. (5) <u>会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合</u></p>	<p>なし</p>
<p>第17条 (会員保障制度) (略)</p> <p>3. (7) <u>会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>第17条 (会員保障制度) (略)</p> <p>3. (7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第20条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 会員は当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることもできます。</p> <p>(略)</p> <p>6. <u>当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>	<p>第20条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 会員は当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることもできます。</p> <p>(略)</p> <p>なし</p>
<p>第34条 (海外キャッシュサービス利用時およびお支払い時の書面の交付)</p>	<p>第34条 (海外キャッシュサービス利用時およびお支払い時の書面の交付)</p>

<p>(略)</p> <p>●返済総額および返済期間・返済回数</p> <table border="1" data-bbox="242 369 778 497"> <thead> <tr> <th>海外キャッシュサービス利用枠</th> <th>返済予定総額</th> <th>返済期間・返済回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円</td> <td>102,301円</td> <td rowspan="5">最長56日・1回</td> </tr> <tr> <td>20万円</td> <td>204,602円</td> </tr> <tr> <td>30万円</td> <td>306,904円</td> </tr> <tr> <td>40万円</td> <td>409,205円</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>511,506円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※返済総額は、海外キャッシュサービス利用枠と同額を56日間（年365日）利用したと仮定した場合の返済総額となり、実際の返済期間、返済予定総額は、ご利用内容によって異なります。</p> <p>※海外キャッシュサービスご利用枠の設定が無い場合、海外キャッシュサービスご利用枠0万円、返済予定総額0円、返済期間・返済回数0日・0回となります。</p> <p>(略)</p>	海外キャッシュサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数	10万円	102,301円	最長56日・1回	20万円	204,602円	30万円	306,904円	40万円	409,205円	50万円	511,506円	<p>なし</p>
海外キャッシュサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数													
10万円	102,301円	最長56日・1回													
20万円	204,602円														
30万円	306,904円														
40万円	409,205円														
50万円	511,506円														
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供等）</p> <p>1. ①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債および収入、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供等）</p> <p>1. ①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債および収入、<u>在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）</u>等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>														

(略)	(略)
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む。以下同じ。)) および使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当し、（２）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（１）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明した場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p> <p>(略)</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) および使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当し、（２）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（１）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、<u>会員資格または使用者資格が取り消された</u>場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p> <p>(略)</p>